

# 高崎市児童相談情報管理システム導入者 選定プロポーザル実施要領

## 1 目的

本業務は、「高崎の子どもは高崎で守る」ため、令和7年度に開設予定である高崎市（以下、「本市」という。）独自の「行動する児童相談所」に資するシステムを導入することで、要保護児童、要支援児童等に対し、迅速な安全確保、きめ細やかな支援等を行い、こどもの最善の利益を追求することを目的とする。本業務を効果的かつ効率的に実施するため、委託業者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

## 2 概要

### (1) 名称

高崎市児童相談情報管理システム導入業務

### (2) 内容

別添1「高崎市児童相談情報管理システム導入業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

### (3) 期間

ア 導入作業期間 : 契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで

イ システム利用期間 : 令和6年10月1日から令和11年3月31日まで

### (4) 提案上限額

ア 導入業務 : 8,523,000円(税込)

イ システム利用 :

令和6年度 4,638,000円(税込)

令和7年度 18,592,000円(税込)

令和8年度 18,592,000円(税込)

令和9年度 18,592,000円(税込)

令和10年度 18,592,000円(税込)

---

総額 79,006,000円(税込)

(5) 事務局

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 高崎市役所 4 階

高崎市福祉部児童相談所準備室

電話 : 027-321-1180

E-mail : [pre-jiso@city.takasaki.gunma.jp](mailto:pre-jiso@city.takasaki.gunma.jp)

### 3 参加資格要件

参加資格を有する者は、企画提案書等の提出期日において次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 令和 6・7 年度高崎市入札参加資格者名簿登録の申請を行い、令和 6 年 4 月 1 日に認定がなされる見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 高崎市暴力団排除条例(平成 24 年高崎市条例第 72 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) (5) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (7) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 16 年高崎市告示第 288 号)の規定に基づく、指名停止期間中でないこと。
- (8) 業務遂行に必要なシステムを自社保有し、運用及び保守できる者であること。
- (9) ISMS クラウドセキュリティ認証及びプライバシーマークを取得していること。
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であること。

### 4 スケジュール(予定)

内容	日程（予定）	備考
公告（公募開始）	令和6年3月19日（火）	市ホームページ掲載
質問書提出期限	令和6年3月27日（水）	
質問回答期限	令和6年4月2日（火）	市ホームページ掲載
参加表明書提出期間	令和6年4月3日（水） ～4月10日（水）	
企画提案書等の提出期限	令和6年4月19日（金）	
審査（プレゼンテーション）	令和6年5月13日（月）	
審査結果通知（事業者選定）	令和6年5月中旬	市ホームページ掲載
契約締結予定	令和6年5月中旬～下旬	

## 5 質問及び回答

本実施要領及び仕様書への質問及び回答については、次のとおりとする。

### （1）質問方法

質問は、電子メールのみの受付とする。質問書（様式第1号）を使用し、件名を「【自社名】児相システムプロポーザルに関する質問」とし、2（5）事務局に送信すること。

※送信後、事務局へ電話にて質問書を送付した旨を連絡すること。

### （2）質問書提出期限

令和6年3月27日（水）

### （3）回答方法及び回答期限

令和6年4月2日（火）までに、本市ホームページにて公表する。

## 6 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり手続きを行うこと。

### （1）提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式第2号	1部
会社概要書	様式任意（パンフレット可）	10部※
システム概要書	様式任意（パンフレット可）	10部※

ISMS クラウドセキュリティ認証及びプライバシーマーク登録証の写し	—	各 1 部
------------------------------------	---	-------

※DVD に保存した電子データも提出すること。

(2) 提出方法

2 (5) 事務局へ持参 (平日 9 時～17 時) または郵送とする。

※郵送の場合は次の点に注意すること。

ア 受取日時及び配達記録が残る方法とすること。

イ 封筒には「高崎市児童相談情報管理システム導入者選定プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。

ウ 郵送後、事務局へ電話にて参加表明書を郵送した旨を連絡すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 4 月 10 日 (水) 必着

## 7 企画提案

企画提案については、次のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数等
企画提案書類提出届	様式第 3 号	1 部
企画提案書	様式任意	1 部 (社名あり)、10 部 (社名なし) ※
機能要件回答書	様式第 4 号	1 部 (社名あり)、10 部 (社名なし) ※
帳票要件回答書	様式第 5 号	1 部 (社名あり)、10 部 (社名なし) ※
提案価格書	様式第 6 号	正本 1 部、副本 10 部
その他関連資料 (任意)	様式任意	1 部 (社名あり)、10 部 (社名なし) ※

※DVD に保存した電子データも提出すること。

(2) 企画提案書

仕様書に基づき、分かりやすく具体的に記載すること。ただし、仕様書に示していない内容でも、本市にとって有益と思われるものについては、積極的に提案すること。

ア 最低限必要な項目

(ア) 業務実施体制

- (イ) 業務実施スケジュール
- (ウ) セキュリティ、個人情報保護対策
- (エ) ネットワーク、システム構成、システム機能、データ移行
- (オ) 運用支援、サポート体制
- (カ) その他提案等事項

イ 企画提案書の様式は任意とする。

ウ 規格はA4判片綴じとする。(両面印刷可)

エ 企画提案書の枚数は制限しない。

オ 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

カ 企画提案書には目次を付すこと。

キ 目次を除いて、ページ下部にページ番号を付すこと。

ク 企画提案書が40ページを超える場合(表紙及び目次を除く)は、企画提案書とは別に内容の概要版を作成すること。

ケ 原則として、企画提案書をプレゼンテーションにおける資料とすること。

コ 社名なしの書類は、社名を「●●」とするなど、提案者が特定されないように作成すること。

サ 専門用語、難解な用語等の使用及び表現は避け、イラスト、イメージ等を使用してわかりやすい記載に努めること。

シ 別添2「高崎市児童相談情報管理システム導入者選定プロポーザル評価基準表」(以下、「評価基準表」という。)に対する項目を漏れなく記載すること。

ス 企画提案書の内容は、上限額の範囲内で実現できる内容とすること。

### (3) 機能要件回答書

機能要件回答書は、仕様書別紙1「機能要件」と対応している。回答欄に「○」、「△」、「×」の何れかを記載し、「△」を記載した場合は、代替方法、部分的、条件付の方法等について、内容を記載すること。

### (4) 帳票要件回答書

機能要件回答書は、仕様書別紙2「帳票要件」と対応している。回答欄に「○」、「△」、「×」の何れかを記載し、「△」を記載した場合は、代替方法、部分的、条件付の方法等について、内容を記載すること。

### (5) 提案価格書

「2 (4) 提案上限額」を踏まえ、税込金額で提案すること。また、導入費とシステム利用料(年度毎)の積算内訳を項目ごとに記載すること。

### (6) 提出方法

2 (5) 事務局へ持参(平日9時～17時)または郵送とする。

※郵送の場合は次の点に注意すること。

ア 受取日時及び配達記録が残る方法とすること。

イ 封筒には「高崎市児童相談情報管理システム導入者選定プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

ウ 郵送後、事務局へ企画提案書を郵送した旨を連絡すること。

(7) 提出期限

令和6年4月19日(金) 必着

## 8 審査(プレゼンテーション)、事業者選定

(1) 概要

審査は、提案に対して、高崎市児童相談情報管理システム導入者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が評価基準表に基づき、公平かつ客観的に行う。

業務提案に対する選定委員全員の点数を合計し、最も高い得点を獲得した提案者を優先交渉権者として業務の受託候補者とし、次点を次点交渉権者とする。

(2) 審査方法

ア 企画提案内容に関するプレゼンテーション

イ 企画提案内容の補足説明

ウ 企画提案書、プレゼンテーション及び補足説明に関する質疑応答

(3) 開催日

令和6年5月13日(月)

※時間は、参加表明者に別途通知する。

(4) 開催場所

高崎市役所4階 庁議室

(5) 時間

原則1者40分間とする。

※時間配分の目安:

ア プレゼンテーション及びシステムデモンストレーション 30分程度

イ 質疑応答(本市から質問を行う) 10分程度

(6) 説明者等

説明者は、本業務に携わる主担当者が行うものとし、出席可能人数は最大5名までとする。

## (7) 機器

プレゼンテーション用の PC 等必要な機器は提案者が準備すること。なお、プロジェクター、スクリーン、HDMI コード及び電源タップは事務局が用意する。

## (8) 留意事項

### ア 同得点の場合

評価基準表の項目のうち、企画提案事項（技術点）の評価の得点が高い提案者を優先交渉権者とする。企画提案事項（技術点）も同得点だった場合は、独自性の得点が高い提案者を優先交渉権者とする。

### イ 提案者が1者だけの場合

各選定委員の評価点数の合計が満点の7割以上であることを条件として、選定委員の協議により、その提案者を優先交渉権者とする。

### ウ 辞退

審査の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を、参加表明書の提出期限内に提出すること（郵送可）。

## 9 審査結果通知

審査の結果は、提案者全てに文書で通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、原則として優先交渉権者の名称及び提案者数とする。

なお、原則として問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては認めない。

## 10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 仕様書別紙1「機能要件」及び仕様書別紙2「帳票要件」における必須機能が対応不可で、代替案の提示がない場合
- (5) 企画提案書受領から契約締結日の間に、本市から指名停止措置を受けた場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- (8) 提案価格が提案上限額を超えた場合
- (9) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行った場合
- (10) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (11) その他、参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (12) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

## 1.1 契約に関する事項

- (1) 契約候補者との協議等
  - ア 優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
  - イ 優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点交渉権者と契約交渉を開始する。
- (2) 契約における注意事項
  - ア 契約手続き及び契約は、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）の定めにより行う。
  - イ 契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがある。また、本市が被った損害について損害賠償を求めることがある。

## 1.2 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、または使用してはならない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出する書類の再提出または差替えは認めない。
- (6) 選定委員会の構成員、提案者等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申立ては認めない。



- (7) 優先交渉権者が、本提案実施要領「3 参加資格要件」で記載された資格を失った場合、または「9 失格事由」により失格となった場合は、次点交渉権者を契約候補者とする。
- (8) 著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。これらの問題が生じた場合は、提案者が責任を負うものとする。
- (9) 「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守すること。
- (10) 企画提案書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、高崎市情報公開条例（平成 14 年高崎市条例第 42 号）に定めるところにより、公開される場合があることに留意すること。ただし、不開示情報として高崎市情報公開条例第 7 条第 2 項に該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を記載することにより、不開示情報とする。  
（記載例：高崎市情報公開条例第 7 条第 2 項に該当するものとして企画提案書○頁から○頁までの全部）
- (11) 本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、選定委員会で協議の上定めるものとする。